○農林水産省告示第五百四十一号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百四十四条第一項の規定に基づき、令和七年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホップ並びに令和八年産のさとうきびに係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。

令和七年四月四日

農林水産大臣　江藤　拓

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第五百四十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年四月四日

農林水産大臣　江藤　拓

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

その他告示

○外務省告示第百二十六号

令和四年十一月九日にリヤドで、商業上の債務についての債務救済措置（債務支払猶予方式）に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の令和四年五月十八日付けの交換公文に従ってとられることになった債務救済措置に係る関係債務の支払を猶予する期間が令和三年六月三十日まで延長される旨の口上書の交換が、イエメン共和国政府との間に行われた。

令和七年四月四日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

○外務省告示第百二十七号

令和四年十一月九日にリヤドで、商業上の債務についての債務救済措置（債務支払猶予方式）に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の令和四年五月十八日付けの交換公文に従ってとられることになった債務救済措置に係る関係債務の支払を猶予する期間が（令和四年十一月九日付けの口上書により令和三年六月三十日まで延長された。）が令和三年十二月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、イエメン共和国政府との間に行われた。

令和七年四月四日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

**○文部科学省
環境省告示第一号**

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十五条第四項において準用する同条第一項の規定に基づき、イヌワシに関する保護増殖事業計画を変更したので、同条第四項において準用する同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

本保護増殖事業計画は、文部科学省、農林水産省及び環境省に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

令和七年四月四日

文部科学大臣　阿部　俊子
農林水産大臣　江藤　拓
環境大臣　浅尾慶一郎

イヌワシに関する保護増殖事業計画

第一　事業の目標

イヌワシは、我が国に生息する大型の猛禽類であり、森林生態系における食物連鎖の頂点に位置する。おおむね全国的に生息していたが、近年、生息環境の悪化等による分布域の縮小、繁殖成功率の低下及びつがい数の減少が確認されている等、本種の安定的な存続が危ぶまれる状況にある。

本事業は、現存するつがいの生息状況や繁殖状況を把握し、本種の生息に必要な環境の維持及び改善を図るとともに、各つがいの繁殖阻害要因の軽減・除去に努め、現存するつがいの繁殖成功率を維持向上させること等により、分布域の拡大及びつがい数の増加を図り、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標とする。

第二　事業の区域

全国（主として第三により取組を行う地域）

第三　事業の内容

一　生息・繁殖状況等の把握・モニタリング

本種の保護増殖事業を適切かつ効率的に実施していくために、全国的な生息・繁殖状況等とそれらの動向に関して、継続的な調査を行う。また、標識の装着等により個体を識別し、個体の移動、分散等の実態に関する情報の収集及び整備を進める。

さらに、繁殖成功率の向上を図るためには、繁殖阻害要因の把握が重要であることから、上記の調査等を通じて、野外で死亡した個体や孵化しなかった卵が得られた場合には、病性鑑定や環境汚染物質の影響の有無等の調査を行い、知見の収集に努める。

二　営巣場所周辺における環境の把握と維持・改善

上記一の調査結果等を踏まえ、繁殖成功率の低いつがい及び地域を把握する。その結果を基に、本種の保存上、保護増殖事業実施の必要性の高いつがいについて、更に営巣場所、主要な採食地、高利用域等、餌動物その他の繁殖に特に重要な事項を調査し、その結果を参考にしつつ、営巣場所の補修、人工巣棚の設置等の改善・整備を行うほか、つがいごとの餌動物の種類の特性及びその生息状況を踏まえ、餌動物が十分に生息できるような環境の整備、人工給餌等の必要な措置を講ずるよう努めることにより、繁殖成功率の向上を図る。

上記の事業を行うつがい以外でも、改善・整備が必要な場合には、営巣場所の補修、人工巣棚の設置等に努める。

また、本種の営巣場所周辺における土地利用や事業活動の実施に当たっては、営巣場所や主要な採食地等本種の生息に必要な環境条件を確保するための配慮がされるよう努める。

三　卵及び雛等の移入

本種の安定的な存続には、十分な繁殖成功率が安定的に維持されることが必要である。

このため、繁殖成功率の低下、繁殖に寄与する個体数の減少等により、上記二のみでは地域のつがいの維持が困難と認められた場合には、自然界で淘汰される可能性が極めて高い卵又は雛を、繁殖成功率の高いつがいから、つがい数増加が必要な地域の繁殖成功率が低いつがいに移入する。また、必要に応じ飼育下で得られた卵及び雛の活用を検討する。

移入に当たっては、生息域外保全及び傷病個体救護の取組と連携し、移入に必要な技術の確立に努めるとともに、営巣場所への人の接近に伴う営巣放棄等のリスクを十分勘案した適切な実施方法を検討する。また、移入前後においては、適切かつ効果的な移入を行うため、移入元と移入先の各つがいの繁殖状況の継続的なモニタリングを行う。

四　飼育下での繁殖及び野生復帰の検討

本種の個体数は元来限られている上に、分布域の縮小、繁殖成功率の低下及びつがい数の減少が確認されていることから、個体数が急激に減少する可能性があることを考慮して対策を講ずる必要がある。